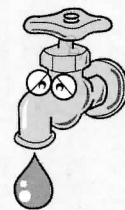


お引越しが決まったら水道の開栓届、閉栓届をお忘れなく !!

現在、上水道及び簡易水道を使用している方、ご利用予定の方は、お引越しの予定日前(1週間程前)に必ず使用中止の届け出(閉栓届け)もしくは、給水使用申し込み(開栓届け)の手続きが必要となります。手続きは、水資源活用課窓口で受け付けています。

閉栓届けが提出されない場合は、ご使用の有無にかかわらず、基本料金が発生し続けますのでご注意ください。また、開栓届けをしないまま無断で使用が判明した場合は、直ちに給水を停止します。



水道料金の精算について

○口座振替をご利用の方

精算料金を「口座」から振り替えることができます。

○納付書をご利用の方

転居先に納付書をお送りしますので、お近くの指定金融機関(銀行など)でお支払いいただくか、請求金額と同額の郵便小為替を郵便局で購入し、水資源活用課あてに送付してください。後日、領収書をお送りします。

※閉栓届・開栓届には、それぞれ手数料として 300 円が必要となります。

開栓届、閉栓届の手続きは電話ではできません。必ず、水資源活用課窓口までお越しください。

開栓及び閉栓手続きの休日業務について

転居の多い時期ですので、3月27日(土)、28日(日)、4月3日(土)、4日(日)の4日間は、午前9時から午後3時まで受け付け業務を行っていますのでご利用ください。

通常の受け付け業務は、平日の午前8時30分から午後5時30分までです。



届出・問合せ先 水資源活用課 水道業務担当・簡易水道担当

家電製品は使い終わったら引き取ってもらいましょう

家電リサイクル法により消費者は、不要になった家電4製品(エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を小売店などに適切に引き渡し、リサイクルする必要があるります。

●不要になった家電製品のリサイクル手続きは、次の小売業者(家電小売店)に依頼することができます。

○その家電を購入した小売店

○同種の製品の買い替えをする小売店
※リサイクル料金と収集・運搬料金の支払いが必要です。

●購入した小売店がなくなっている、他人から譲り受けたもので購入した小売店がわからない、買い替えはせずに廃棄だけの場合などは、次へお問い合わせしてください。

○最寄りの小売店

○市民生活課 環境創造室

※小売店に引き渡した家電製品が、指定引取場所に持ち込まれたかは、リサイクル料金支払い時に渡される家電リサイクル券控えの「管理票番号」により、家電リサイクル券センターホームページ(<http://www.rkc-aeha.or.jp>)や電話(☎0120(31)9640)などで確認できます。

問合せ 県環境創造課

☎055(223)1506

地球温暖化防止に取り組みましょう!!

現在、地球の気温は上昇傾向にあります。これは、私たちが便利で快適な生活を追求するために、電気やガソリンなどのエネルギーを利用することによって、二酸化炭素などの温室効果ガスが発生することに起因しています。

この地球温暖化の進行は、温室効果ガスの濃度が高まることが原因であることから、温室効果ガスを減らすための対策を今すぐにでも講じなければなりません。水不足や水害の深刻化、食糧不安など、私たちの暮らしに大きな影響をもたらすばかりでなく、地球環境にとって重大な影響を及ぼします。

県内でも、豊かな自然環境が損なわれ、たり、名産のぶどうや桃をはじめ農作物への影響が懸念されています。

県では、温室効果ガスの排出抑制のため、県民や事業者、行政が一体となった温暖化対策の取り組みを進めています。

私たち一人ひとりが、電気・ガス・自動車の使い方を見直すなど、身近なことから取り組み、環境にやさしい生活を実践することで、美しい県土を次世代に引き継ぎましょう。



問合せ 県環境創造課

☎055(223)1502